

■現場代理人の兼務要件（概要）

	現 行	臨時措置
範 囲	旧市町村内	旧市町村内
金 額	当初請負代金額 2, 5 0 0 万円未満	当初請負代金額 2, 5 0 0 万円未満 <u>臨時措置対象工事は3, 5 0 0 万円未満</u>
件 数	3 件まで (旧同一市町村内又は工事間移動距離が概ね 10km 以内)	<u>5 件まで</u> (旧同一市町村内又は工事間移動距離が概ね 10km 以内) <u>うち臨時措置対象工事以外は 3 件まで</u>
他機関 (県以外)	可	可
承認等	兼務する工事の承認が必要	兼務する工事の承認が必要
兼務届	様式 2	<u>様式 5</u>

■専任を要する主任技術者の兼務要件（概要）

	現 行	臨時措置
範 囲	東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内 ※東部県土整備局徳島庁舎は旧庁舎（徳島庁舎，鳴門庁舎）管内	東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内 ※東部県土整備局徳島庁舎は旧庁舎（徳島庁舎，鳴門庁舎）管内
金 額	制限無し	制限無し
件 数	2 件まで	<u>3 件まで</u> <u>うち臨時措置対象工事以外は 2 件まで</u>
他機関 (県以外)	不可 ※ただし，工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に限り認められる	<u>可（ただし同一旧町村内の臨時措置対象工事に限る）</u>
承認等	不要（確認のみ）	不要（確認のみ） <u>県発注以外の工事と兼務する場合は先方の承認が必要</u>
兼務届	様式 1	<u>様式 4</u>